

第3節 応急活動

風水害における応急対策の第一線活動機関は消防機関であり、人命の救出救護を最優先とし、次により実施するものとする。

1 巡回警戒活動

風水害特別配備体制が発令されたときは、災害の未然防止と早期発見を図るため、巡回警戒活動を実施するものとする。

- (1) 巡回警戒は、災害地域を重点に担当区域全般にわたって行う。
- (2) 巡回警戒に当たっては、必要により消防広報も併せて行うものとする。
- (3) 河川、災害危険地域等を巡回し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに警備課長に報告し、応急活動を行う。

2 情報収集・伝達活動

風水害特別配備体制が発令されたときは、第8章「情報計画」によるほか、次により情報収集及び伝達をするものとする。

(1) 情報の種類

情報は、その内容と対策の必要性から次の4種類に区分する。

ア 気象予警報等

横浜地方気象台等からの気象予警報及び情報

イ 警防情報

- (ア) 職員の動員状況及び部隊編成状況
- (イ) 消防庁舎の損壊又は消防通信施設の障害等
- (ウ) 降雨量等気象観測情報
- (エ) 消防隊及び消防団の主要活動概要
- (オ) 災害対策本部からの情報
- (カ) 住民の避難勧告、指示状況
- (キ) その他必要と認めるもの

ウ 災害情報

- (ア) 人的被害を伴う災害
- (イ) 広域又は大規模災害
- (ウ) 河川の堤防決壊又はそのおそれのあるもの
- (エ) 主要道路及び橋りょうの被害による交通障害
- (オ) 社会的に重要な施設の被害
- (カ) その他必要と認めるもの

エ 被害情報

災害報告取扱要領に基づき被害情報を収集する。

(2) 情報伝達

災害対策本部が設置されたときは、地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部長へ報告するものとする。なお、災害対策本部が設置される以前においては、防災主管課に連絡するものと

する。

(3) 各種情報の連絡

通信指令室において収集した各種情報のうち、災害対策本部において必要な情報は、電話及びFAX又は無線により伝達するものとする。

3 消防広報

準備体制又は風水害特別配備体制が発令されたときは、第8章「情報計画」に基づいて迅速かつ適切な広報活動を展開し、人身の安全と災害の拡大防止を図るものとする。

(1) 広報事項

次の事項を重点に広報する。

ア 注意広報

- (ア) 気象情報（台風、集中豪雨の規模、進路、雨量、風位、風速等で気象関係機関発表のもの。）
- (イ) 予想される被害（高潮、浸水、崖崩れ、河川の増水等）
- (ウ) 家屋及びその周辺の点検（窓、雨戸の補強、崖、石垣、河川の水位等の状況確認）
- (エ) 避難の準備（早めの避難、服装、携行品）
- (オ) その他必要と認める事項

イ 避難広報

- (ア) 避難勧告、指示が出された地域の範囲（〇〇地区一帯等）
- (イ) 避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）
- (ウ) 避難経路（安全な避難経路の選定）
- (エ) 避難の理由（崖崩れ、河川氾濫等、危険切迫の理由）
- (オ) 避難上の注意事項（戸締まり、動きやすい服装、携行品、集団避難等）
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 消防予防課の行う報道機関に対する広報

ア 消防本部の配備体制

イ 住民の避難状況

ウ 被害の状況

エ その他必要と認める事項

(3) 広報活動時における情報収集

消防隊等は、広報活動中、各種情報の収集に努めるものとする。

4 避難の勧告、指示

消防指揮本部長は、風水害等から地域住民の生命、身体を保護する必要があるときは、災害対策本部長に報告し、第14章「避難計画」により住民に対する避難の勧告、指示を実施するものとする。

5 災害活動

風水害特別配備体制発令時における消防隊等の災害出場及び災害活動の原則は、次のとおりとする。

(1) 消防隊等の出場

ア 消防隊等の災害出場は、出場指令によること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

イ 消防隊等の災害出場は、その種別、規模により異なるが原則として次のとおりとする。

(ア) 人的被害を伴わない災害出場及び調査出場 消防隊 1 隊

(イ) 人的被害を伴う災害出場 消防隊、救助隊及び救急隊 各 1 隊

(2) 災害活動の原則

風水害時における災害活動は、人命の安全確保を基本として次の事項に留意して活動するものとする。

ア 共通事項

(ア) 二次災害の防止

a 指揮者は、二次災害の発生のおそれがないことを確認し、災害活動を行わせるものとする。

また、活動中は二次災害防止のため、隊員の中から監視員を選定し、災害現場全般の状況を把握できる位置に配備し、二次災害防止に努めるものとする。

b 車両の部署位置及び資機材の置場は、二次災害を考慮して安全な場所とする。

(イ) 警戒区域の設定

指揮者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察官、消防団等と協力して警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止するとともに区域内の住民を速やかに安全な場所に避難させるものとする。

a 隊員の安全管理

(a) 災害現場活動は、長時間の重労働が予想されるので、隊員の任務活動区分、交替制度を確立して効率的な活動に努める。

(b) 共同動作は、統一して行い事故防止に留意する。

(c) 悪条件下での災害活動は、足場を確保して行う。

b 建設業防災作業員等の要請

消防隊等の装備、資機材、人員で対応できないときは、早期に逗子市災害対策本部に建設業防災作業員及び必要な重機械並びに資機材の応援を要請する。

イ 崖崩れ災害活動

(ア) 要救助者の確認

a 先着隊の指揮者は、到着後直ちに災害の規模及び要救助者の有無等を確認し、情報を通信指令室へ報告する。

b 要救助者の所在が不明のときは、家人又は目撃者等から事情を聴取し、その所在の確認に努め、救出漏れのないようにする。

(イ) 救出活動

指揮者は、活動範囲を決定したら、手順よく進められるよう隊員に周知して救出活動を実施する。

(ウ) 資機材の活用

現場は、木の根、柱等が土砂に混在し、活動が困難を極めるので、木材等の切断及びがれき等の持ち上げ、引張りは資機材を効果的に活用する。

(エ) 要救助者の危害防止

土砂に埋まっている要救助者は、スコップ、ツルハシ等で傷つけないよう注意する。

(オ) 災害時の退避方法

退避は、土砂の流れる方向と直角の方向とする。土砂の流れる方向は、崖崩れに巻き込まれ

る危険性があるので避ける。

ウ 浸水災害活動

(ア) 水防工法の選定

水防活動の実施に当たっては、現場の状況から利用可能な資機材等を考慮し、関係機関と十分協議を行い、工法を選定すること。

(イ) 安全管理

浸水現場における活動に当たっては、命綱及び救命胴衣の着用等、安全管理に万全を期すこと。

(ウ) 救命ボートの活用

水防作業等に救命ボートを使用するときは、風速、流速、流出物の状況等を総合的に判断して、十分安全を確認のうえ活用すること。

(エ) 高潮が起因する活動

高潮発生時の堤防上の水防活動は、危険性が高く、効果的な水防活動が困難のため、避難の措置等に重点を置くこと。

6 通信体制

風水害により通信機能に障害を生じた場合の通信体制及び無線統制は、第8章の「情報計画」を準用する。